

二宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について(口述書)

本条例は、児童福祉法に基づき家庭的保育事業等の最低基準を定めたものであり、今回、国の基準が改正されたため、「二宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」を改正するものです。

まず、「家庭的保育事業等」を説明しますと、「家庭的保育事業」は、0歳から2歳児までを、1人から5人までを保育する事業をいいます。「小規模保育事業」は、0歳から2歳時までで、6人～19人以下の保育を行う事業、それから「事業所内保育事業」は、事業所の従業員の子どもを保育する事業で、「居宅訪問型保育事業」は、保護者の自宅で1対1の保育をする事業のことです。

二宮町には、現状ありませんが、今後、保育需要の増加に伴い、家庭的保育事業等が必要になったときのために、規制の緩和等を行うものです。

それでは「二宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について(概要)」をご覧ください。

1. 改正の趣旨

国の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」が改正され、代替保育に係る連携施設の確保義務の緩和や家庭的保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業に対する食事の外部搬入の特例が拡大されたこと等から、本条例に必要な改正を行うものです。

2. 改正概要

(1) 代替保育に係る連携施設の確保義務の緩和(第7条2・3項)

第7条第2項では、これまで家庭的保育事業者等の職員の病気や休暇等により保育ができない場合の代替保育の実施にあたっては、幼稚園や保育園、認定子ども園を確保しなければならないこととなっていました。一定の要件を満たせば、代替保育の提供元については、幼稚園や保育所、認定子ども園ではなく、「小規模保育所A型」や「B型」または「事業所内保育事業者」の保育の提供でも認めることとされました。

一定要件につきましては、下記①のとおりです。

同条の第3項については、アは、小規模保育A型とB型と事業所内保育を指し、「イ」では、「ア」と同等の能力を有すると町が認めるものでも良いとされました。

(2) 卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保の緩和(第7条4・5項)

第7条第4項では、満3歳未満児を対象とする家庭的事業等において、年齢到達により保育を終了する児童に対して、保護者の希望に基づき、引き続き必要な

教育・保育が提供されるよう、町が利用調整の際に当該児童を優先的に取り扱う等の必要な措置を講じているときは、連携施設の確保を求めないことができるものされました。

また、同条第5項では、町が卒園後の受入れに係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、利用定員が20人以上である地方公共団体から助成を受けている認可外保育施設等でも足りることとされました。

(3) 家庭的保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業に対する食事の提供の特例に係る外部搬入施設の拡大 (第17条第2項第3号)

第17条第2項第3号では、家庭的保育事業者について、保育所等から調理業務を受託している業者で、当該家庭的保育事業者による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮等に適切に応じることができ、町が適当と認める業者からの食事の外部搬入が可能とされました。

(4) 家庭的保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業に対する自園調理に関する規定の適用猶予期間の延長 (附則第2項)

食事の提供に関する経過措置として、附則第2項では、平成27年4月1日以後に家庭的保育事業の許可を受けた施設については、自園調理による食事の提供を行うため必要な体制を確保するという努力義務を課しつつ、自園調理に関する規定の適用を令和7年(2025年)3月31日までの間猶予されました。

(5) 居宅訪問型保育の要件の明確化 (第38条第4項)

第38条第4項は、母子家庭の保護者の疾病や障害等により家庭において養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施については、これまでも可能となっていたが、条文に規定し、明確化されたものです。

(6) 保育所型事業所内保育事業者における特例の追加 (第46条第2項)

第46条第2項は、保育所型事業所内保育事業を行うもので、地域枠の乳幼児の受入れをしている場合でも、恒常的に満3歳以上の児童を受け入れているなど、町が適当と認める者は、連携施設を確保しないことができるとされました。

(7) その他

附則第3項では、連携施設に関する経過措置として、連携施設の確保が著しく困難な場合であって、必要な支援を行うことができると町が認める場合は連携施設を確保しないことができるとされる期間が5年間から10年間(令和7年3月31日まで)に引き上げられました。

その他、基準の改正による略称の変更や条項ずれに伴う改正をいたしました。

二宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について（概要）

1. 改正の趣旨

国の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」が改正され、代替保育に係る連携施設の確保義務の緩和や家庭的保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業に対する食事の外部搬入の特例が拡大されたこと等から、本条例に必要な改正を行うものです。

2. 改正概要

(1) 代替保育に係る連携施設の確保義務の緩和

家庭的保育事業者等は、代替保育（職員の病気、休暇等により保育を提供できない場合に、家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供する保育所、幼稚園または認定こども園（以下「保育所等」という。）を確保しなければならないとされています。

しかしながら、代替保育を提供する保育所等の確保が著しく困難であると認められる場合には、次のとおり、保育所等に代えて、代替保育を提供する小規模保育事業A型事業者等を確保することで足りることとします。

① 満たすべき要件

- ア 家庭的保育事業者等と代替保育を提供する者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確にされていること。
- イ 代替保育を提供する者の本来の業務に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

② 確保すべき代替保育を提供する者

- ア 家庭的保育事業者等がその事業を行う場所以外の場所において、代替保育を提供する場合
小規模保育事業A型、小規模保育事業B型または事業所内保育事業を行う者。
- イ 家庭的保育事業者等がその事業を行う場所において、代替保育を提供する場合
アに掲げる者と同等の能力を有すると町が認める者。

(2) 卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保の緩和

満3歳未満児を対象とする家庭的事業等において、年齢到達により保育を終了する児童に対して、保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう、町が利用調整の際に当該児童を優先的に取り扱う等の必要な措置を講じているときは、連携施設の確保を求めないことができるものとします。

また、町が卒園後の受入れに係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、利用定員が20人以上である地方公共団体から助成を受けている認可外保育

施設等を連携する施設としても足りることとなりました。

(3) 家庭的保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業に対する食事の提供の特例に係る外部搬入施設の拡大

家庭的保育事業者について、保育所等から調理業務を受託しており、当該家庭的保育事業者による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮等に適切に応じることができるものとして、町が適当と認める事業者からの食事の外部搬入を可能とします。

(4) 家庭的保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業に対する自園調理に関する規定の適用猶予期間の延長

平成 27 年 4 月 1 日以後に家庭的保育事業の許可を受けた施設については、自園調理による食事の提供を行うため必要な体制を確保するという努力義務を課しつつ、自園調理に関する規定の適用を令和 7 年(2025 年) 3 月 31 日までの間猶予します。

(5) 居宅訪問型保育の要件の明確化

母子家庭の保護者の疾病や障害等により家庭において養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施については、これまでも可能となっていたが、条文に規定し、明確化します。

(6) 保育所型事業所内保育事業者における特例の追加

保育所型事業所内保育事業を行うもので、地域枠の乳幼児の受入れをしている場合でも、恒常的に満 3 歳以上の児童を受け入れているなど、町が適当と認める者は、連携施設を確保しないことができることとします。

(7) その他

連携施設に関する経過措置として、連携施設の確保が著しく困難な場合であって、必要な支援を行うことができると町が認める場合は 10 年間(令和 7 年 3 月 31 日まで)連携施設を確保しないことができることとします。

その他、基準の改正による略称の変更や条項ずれに伴う改正。